

確認申請等受付前の関係法令等による事前調整一覧

1.土地利用関係

対 象	申請先（関係部局）	備 考	（注）敷地が計画区域内の付近にある場合は、都市計画課の縦覧図（明示・事業認可は関係事業局）で事前に確認して下さい。
都市施設の計画区域内での建築行為等	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見（工作物は不要） 〔都市計画法第53条許可〕	
○ 都市計画道路の計画区域内	建設局総務部測量明示課 都市計画明示担当 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651	都市計画道路境域明示書 〔大阪門真線を除く〕	
○ 都市計画公園・緑地の計画区域内	建設局公園緑化部調整課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟4階 06-6615-6705	都市計画公園境域明示書 〔都市計画法第53条許可に〕 〔先行し電話連絡の上協議〕	
○ 自動車専用道路の計画区域内 〔環境施設帯〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔大阪市北区中之島3-2-4〕 06-6232-6244	副申（協議）・測量明示	
○ 都市計画下水処理場・抽水所の計画区域内	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597	都市計画法第53条許可協議 都市計画法第65条許可協議	
○ 都市計画霊園の計画区域内 〔瓜破霊園〕 〔平野区瓜破東4.6丁目の一部〕	環境局事業部事業管理課 斎場霊園担当 〔大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1〕 あべのルシアス13階 06-6630-3135	協議案内	
○ 都市計画卸売市場の計画区域内 〔中央卸売市場〕 〔福島区野田1・2・4丁目の一部〕	中央卸売市場総務担当 〔大阪市福島区野田1-1-86〕 06-6469-7920, 7921	協議案内	
風致地区内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見 〔風致条例第2条許可〕	
生産緑地地区内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7872〕	下見	
地区計画の計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見・届出	
土地区画整理事業区域内	各区参照	協議案内 〔土地区画整理法第76条〕	
宅地造成等工事規制区域内 ・ 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ・ 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ・ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの ・ 盛土で高さが2m超となるもの ・ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔本庁舎7階 06-6208-9285, 9287〕	下見 〔宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可〕 〔（盛土許可の可否）〕	

対 象	申請先（関係部局）	備 考
区域面積が500㎡以上のもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	下見 〔 開発許可の可否 都市計画法第29条許可 〕
大規模建築物の事前協議 ○ 住宅戸数が70戸（35㎡以下のワンルームを除く）以上のもの ○ 区域面積が2,000㎡以上、かつ、建築物の高さが10m以上のもの ○ 建築物の容積対象延べ面積が5,000㎡を超え、かつ、階数が地上6階以上のもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	下見 〔 大阪市の計画通知を除く 工作物を除く 〕
敷地面積が1,000㎡以上のもの 〔 準大規模建築物の届出 〕	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	下見 〔 大阪市の計画通知を除く 工作物を除く 〕
	建設局公園緑化部緑化課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟4階 06-6615-6900 〕	協議案内 〔 大阪市みどりのまちづくり条例 大阪府自然環境保全条例 〕
緑化指導要綱の事前協議 ○ 敷地面積が500㎡以上、1,000㎡未満のもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	下見・事前協議 〔 計画通知を除く 〕
バリアフリー法関係 ・ 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく事前協議 ・ 大阪府福祉のまちづくり条例第31条に基づく事前協議 ・ 大阪府福祉のまちづくり条例第29条に基づく認定 ・ バリアフリー法第17条に基づく特定建築物の認定	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9319 〕	下見・事前協議 〔 計画通知を除く 〕
附置義務駐車場（自動二輪車含む） ○ 建築物の延べ面積が2,000㎡を超えるもの 〔 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域 〕 ○ 建築物の延べ面積が3,000㎡を超えるもの 〔 上記以外の地域 〕	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7881, 7872 〕	下見・事前協議
共同住宅の駐車場（自動二輪車含む） ○ 住宅戸数が30戸以上のもの 〔 大阪市全域 〕		
駐車場法 ○ 一時預かりの駐車場で、駐車のために供する面積が500㎡以上のもの 〔 大阪市全域 建築物の内外を問わない 〕		

対 象		申請先（関係部局）	備 考
附 置 義 務 自 転 車 駐 車 場	① 集客施設（※）で、大規模建築物の事前協議の対象となるもの（自転車駐車を共同設置する際の特例（条例第14条を参照）を適用する場合を除く）又は 共同住宅（施設の規模に係らずすべて）	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9319 〕	下見・事前協議 〔 自転車駐車場の附置等に関する条例 条例については、建設局企画部 方面調整課自転車施策担当にお 問合せください 〕 〔 新築・増築・改築工事が対象（計画変更含む） ①②の複合施設は各課とも下見が必要 〕 ※集客施設： 遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店、スポーツ施設、官公署等、銀行、郵便局、学習施設（保育所・幼稚園含む）、映画館・劇場、病院・診療所
	② 集客施設（※）で、建築物の延べ面積が300㎡を超えるもの（①に該当するもの以外）	建設局企画部方面調整課 自転車施策担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6811 〕	
	○ 小売店舗・コンビニエンスストアで、建築物の延べ面積が300㎡以下、かつ、店舗面積が200㎡以上のもの	建設局企画部方面調整課 自転車施策担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6811 〕	下見 中規模小売店舗の自転車駐車場の設置等に関する要綱 〔 新築・増築・改築工事が対象（計画変更含む） 〕

対 象	申請先（関係部局）	備 考
景観法・大阪市都市景観条例に基づく事前協議及び届出等 【届出対象】 ○ 建築物の建築等（基本届出区域） ・ 敷地面積が2,000㎡以上、かつ、建築物の高さが10m以上のもの ・ 建築物の延べ面積が5,000㎡を超え、かつ、階数が地上6階以上のもの ○ 建築物の建築等及び広告物の設置（重点届出区域） ・ 中之島地区 ・ なにわ筋、国道2号、堺筋、御堂筋（土佐堀通～長堀通除く）、四つ橋筋、土佐堀通の各街路に面する敷地 ○ 工作物の新設、外観変更等 ・ 工作物1 ・ 高架の道路又は高架の鉄道で高さ5m以上の区間が350m以上連続しているもの ・ 川幅の平均が100m（重点届出区域では50m）以上の河川の護岸 ・ 橋長が100m以上（重点届出区域では全て）の橋梁 ・ 工作物2 ・ 煙突、電波塔、広告塔等で高さが20mを超えるもの ・ 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔等で高さが10mを超え、かつ、建築物との高さの合計が20mを超えるもの ・ 工作物3 ・ コースター、観覧車、その他これらに類する遊戯施設	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 〕	下見 事前協議・届出・通知 〔 法第16条、条例第13条・第14条 〕 ※重点届出区域は各区参照
住宅系建築物の容積率緩和 〔 北区・中央区・西区・福島区の一部 〕	計画調整局建築指導部建築企画課 許認可担当 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	事前協議 〔 建築基準法第52条第8項 〕

対 象	申請先（関係部局）	備 考
住宅附置誘導制度（都心部） ○ 主たる用途が事務所・店舗 ○ 延べ面積が5,000㎡以上又は敷地面積が2,000㎡以上のもの 〔 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（指定容積率300%・400%） 〕 ○ 延べ面積が10,000㎡以上又は敷地面積が2,000㎡以上のもの 〔 商業地域（指定容積率400%・600%） 〕	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-7897 〕	事前協議 〔 都心居住促進のための住宅附置に関する指導要綱 〕
ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱 ○ ワンルーム形式住戸（※）を含む建築物	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9319 〕	下見・事前協議 ※一区画の専用面積が35㎡以下で、一区画ごとに浴室（シャワー室を含む）、便所及び台所（湯沸場を含む）を設けた形式の住宅、又は一区画ごとに便所若しくは台所（湯沸場を含む）を設けた形式の事務所をいう
御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等 ○ 地区計画区域内での建築物の建築等及び広告物の設置 〔 御堂筋本町北地区地区計画 御堂筋本町南地区地区計画 〕	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7854, 7887 〕	下見・事前協議 〔 各区参照 〕
建築美観誘導制度 〔 平成29年9月末廃止、計画変更の場合は平成29年10月以降も協議必要 〕 ○ 沿道での建築物の建築等及び広告物の設置 〔 なにわ筋、国道2号、堺筋、御堂筋（土佐堀通～長堀通除く）、四つ橋筋、土佐堀通 〕	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 〕	下見・事前協議 〔 各区参照 〕
大阪国際空港（伊丹空港）の制限表面が覆っている地域において設置する物件等（※） 〔 （全城）淀川区・西淀川区・都島区・北区・福島区・城東区・中央区・西区・港区・東成区・浪速区 （大部分）東淀川区・旭区・此花区・鶴見区・生野区・平野区・東住吉区 （平野区は八尾空港の制限高を優先） （一部）天王寺区・大正区・阿倍野区・西成区・住之江区 〕	関西エアポート株式会社 〔 豊中市蛍池西町3-555 06-4865-9601 〕	協議案内 〔 航空法第49条 場所によって高さ制限が異なるため、空港設置者等と調整が必要 〕 ※物件等 建物、避雷針、アンテナ、電柱、鉄塔、煙突、樹木、クレーン、アドバルーン等 全ての物件が対象 〔 制限表面の上に出るか否かの照会 は、電話にてお問合せいただくか ホームページでご確認ください 〕 〔 大阪国際空港（伊丹空港）の制限表面についてはこちら http://www.kansai-airports.co.jp/itm_seigen/index.html 〕

対 象	申請先（関係部局）	備 考
八尾空港の制限表面が覆っている地域において設置する物件等（※） 〔 平野区の一部 〕	大阪航空局八尾空港事務所 〔 八尾市空港2丁目12 〕 TEL 072-992-0031 FAX 072-993-2240 〕	協議案内 〔 航空法第49条 場所によって高さ制限が異なるため、空港設置者等と調整が必要 〕 ※物件等 建物、避雷針、アンテナ、電柱、鉄塔、 煙突、樹木、クレーン、アドバルーン等 全ての物件が対象 〔 制限表面の上に出るか否かの照会 は、八尾空港高さ制限回答システム でご確認ください。 〕 こちら https://secure.kix-ap.ne.jp/yao-airport 〔 八尾空港の制限表面については、 こちら https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html 〕
特別高圧線付近の敷地 ・ 西淀川区、東淀川区、淀川区 ・ 城東区、鶴見区	関西電力送配電株式会社所轄電力所 〔 小曽根電力所 06-6333-1563 〕 〔 野江電力所 06-6930-6005 〕	協議案内 〔 特別高圧送電線下の敷地、その隣接地で 工事等実施の際は連絡、協議が必要 〕
臨港地区内	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビル I T M棟10階 〔 06-6615-7740 〕	下見 〔 港湾法第40条、第58条 〕 〔 広告塔、広告板を除く 〕
住宅改良地区内	都市整備局市街地整備部住環境整備課 住宅地区改良グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9231, 9232 〕 都市整備局生野南部事務所 〔 大阪市生野区勝山南3-1-19 〕 生野区役所5階 〔 06-6717-8266, 8267 〕	下見 〔 住宅地区改良法第9条 〕
・ 地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部調査・設計課	下見 〔 各区参照 〕
・ 地下鉄軌道敷内	〔 大阪市北区豊崎6-5-8 〕 〔 06-6136-3883 〕	〔 木造建築物は除く 〕 〔 ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
JR東西線沿線	関西高速鉄道株式会社 総務業務部業務課 〔 大阪市福島区福島3-14-24 〕 福島阪神ビルディング11階 〔 06-6485-8722 〕	下見 〔 各区参照 〕 〔 木造建築物を除く 〕 〔 ただし、鉄道施設直上部は全て 〕

対 象	申請先（関係部局）	備 考
都市高速鉄道なにわ筋線の 都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 〔大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8913〕	都市計画法第65条許可協議
	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7874〕	下見 〔都市計画法第65条許可申請〕
認定道路、都市計画道路の区域明示 〔建築基準法第42条第1項第一号及び同附則 第5項に基づく道路のみ対象〕	建設局総務部測量明示課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651〕	認定道路の区域明示申請の受付・交付 〔※道路中心線の明示線はありません〕
水路敷、里道の境界確定 - 旧建設局で譲与を受けた法定外公共物の所有権境界（水路敷、里道） - 旧都市環境局で譲与を受けた法定外公共物の所有権境界（水路敷、里道） - 機能がなく譲与を受けなかった法定外公共物の所有権境界（水路敷、里道）	建設局総務部測量明示課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651〕 建設局下水道部調整課 下水道管理担当 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6642〕 近畿財務局管財部総括国有財産管理官 〔大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 06-6949-6386〕	境界確定協議書 〔旧建設局所管か旧都市環境局 所管かについては建設局で要 確認〕
下水敷の境界確定	建設局下水道部調整課 下水道管理担当 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6642〕	境界確定協議書

対 象	申請先（関係部局）	備 考
下水敷の占用許可 〔都島区・旭区・城東区・鶴見区・天王寺区・東成区・生野区〕	建設局東部方面管理事務所管理課 〔大阪市城東区中浜1-17-10〕 中浜下水処理場内 06-6969-5841	占用許可書
下水敷の占用許可 〔大正区・浪速区・西成区・中央区・西区・港区〕	建設局西部方面管理事務所管理課 〔大阪市西成区津守2-7-13〕 津守下水処理場内 06-6567-6491	
下水敷の占用許可 〔住之江区・住吉区・阿倍野区・東住吉区内・平野区内〕	建設局南部方面管理事務所管理課 〔大阪市住之江区泉1-1-189〕 住之江下水処理場内 06-6686-1240	
下水敷の占用許可 〔北区・福島区・此花区・西淀川区・淀川区・東淀川区〕	建設局北部方面管理事務所管理課 〔大阪市此花区高見1-2-47〕 海老江下水処理場内 06-6462-1434	
官公有地との境界明示及び占用許可	関係官庁	副申・意見・許可書
契約管財局賃貸地 〔港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区・北区・此花区・中央区・西区・東成区・西成区・阿倍野区・住之江区・生野区〕	契約管財局管財部管財課賃貸地グループ 〔大阪市中心区本町1-4-5〕 大阪産業創造館8階 06-6484-5112	下見 〔大阪市財産条例、財産規則及び土地賃貸借契約書等の条項により、建替等に関しては承諾料を徴収のうえ承認を行う〕
建築基準法第42条第2項道路の判定 ○ 認定道路幅員1.80m未満のもの	計画調整局建築指導部建築企画課 道路指定担当 〔本庁舎3階 06-6208-9286〕	判定・下見
大阪市道路全域	NTT西日本（WEB受付） 〔 https://setsubiiten-web-west.gvm-ip.groupis-ex.ntt/move-pole/top 〕 ※受付後、NTT西日本担当者若しくはNTT西日本指定工事会社より申請者へ連絡します	協議案内 〔道路後退がある場合（認定道路のみ）で、敷地前面にNTT柱があり移設が必要な場合〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
河川 の 附 近 地 に か か る 制 限	今川・駒川・東横堀川・住吉川・鳴戸川・城北川・細江川・道頓堀川（西道頓堀川を含む）・加美巽川・十三間川・空港放水路・大野川・長瀬川・三軒家川 〔詳しい内容については建設局のホームページをご参照ください〕	建設局企画部河川課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟6階 〔06-6615-6833〕	下見 〔河川敷の境界明示〕 〔河川附近地掘さく届〕 〔河川区域から10m以内の土地で地表から1m以上の掘削等を行うとき〕
	安威川、糸田川 〔河川区域及び河川区域から18m以内〕 〔詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください〕 https://www.pref.osaka.lg.jp/ibarakidoboku/sinsei/index.html	大阪府茨木土木事務所 管理課 〔茨木市中穂積1-3-43〕 三島府民センタービル内 〔072-627-1121（内線531・522）〕	協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条〕 境界明示書 〔各区参照〕
	正蓮寺川、六軒家川、旧淀川（堂島川、安治川、大川）、土佐堀川、木津川、尻無川、神崎川、中島川、西島川、左門殿川 〔河川区域及び河川区域から9m以内もしくは18m以内〕 〔詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください〕 https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔大阪市西区江之子島2-1-64〕 〔06-6541-7773（内線213・214）〕	協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条〕 境界明示書 〔各区参照〕
	安治川（右岸）此花区桜島1丁目 〔河川区域及び河川保全区域（河川区域から9m以内）〕 〔河川保全区域から50m以内〕 〔詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください〕 https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 防災対策課企画防災グループ 〔大阪市西区江之子島2-1-64〕 〔06-6541-7773, 7772〕	下見 〔河川保全区域から50m以内の土地で開発等を行うとき〕 協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条〕
	寝屋川・第二寝屋川・平野川 平野川分水路・古川 〔河川区域及び河川区域から9m以内〕 〔詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください〕 http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kyoka.html	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔大阪市城東区東中浜4-6-35〕 〔06-6962-7662（内線16・17・29）〕	協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条〕 境界明示書 〔各区参照〕
	大和川沿い（境界より18m以内） 〔住之江区・住吉区・平野区・東住吉区〕	近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所 〔堺市堺区香ヶ丘町5-9-30〕 〔072-227-7160〕	協議案内・許可 〔河川法第55条〕 境界明示書 〔各区参照〕
	淀川沿い（境界より18m以内） 〔北区（JR京都線（豊崎6丁目）より下流域）・福島区・此花区・淀川区・西淀川区〕	近畿地方整備局淀川河川事務所 福島出張所 〔大阪市福島区海老江8-3-15〕 〔06-6458-2102〕	下見・許可 〔河川法第55条〕 境界明示書 〔各区参照〕
	淀川沿い（境界より18m以内） 〔北区（JR京都線（本庄西3丁目）より上流域）・都島区・旭区・東淀川区〕	近畿地方整備局淀川河川事務所 毛馬出張所 〔大阪市北区長柄東3-3-25〕 〔06-6351-2580〕	

対 象		申請先（関係部局）	備 考
道 幅 路	城東区 ● 鳴野西5丁目14・15番街区と 鳴野西5丁目16番街区の間 ● 鳴野東3丁目2番街区 ● 鳴野西5丁目2番街区と 鳴野西5丁目15番街区の間 ○ 野江1丁目17番街区と 蒲生2丁目11番街区の間	建設局道路部道路課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6782	下見（副申） 【鳴野西5丁目東西線】 （城東区第716号線） 【城東区第628号線】 【城東区第2751号線】 協議案内 【淀川連絡線廃線跡】
	鶴見区 ● 安田1丁目1番街区と 中茶屋2丁目1番街区の間 ● 鶴見3丁目10番街区と 鶴見3丁目11番街区の間 ● 徳庵2丁目6番街区内 ○ 鶴見4丁目11番街区と 鶴見4丁目16番街区の間		下見（副申） 【茨田第16号線】 【東成区第1036号線】 【鶴見区第8601号線】 協議案内 【鶴見小学校西筋線】
	生野区 ● 勝山南3丁目1・9・10番街区と 勝山南3丁目2・4・7・8番街区の間、 生野東3丁目1・3・6番街区と 生野東3丁目7～10番街区の間、 生野東2丁目10～14番街区と 生野東4丁目1番街区の間 ● 生野東1丁目1番街区内、 生野東1丁目2～4番街区と 生野東1丁目5番街区の間、 生野東3丁目9・11番街区と 生野東3丁目10番街区の間 ○ 田島3丁目4番街区と 田島4丁目1番街区の間、 田島3丁目5・8番街区と 田島4丁目11・12番街区の間		下見（副申） 【生野南北線】 【生野東西線】 協議案内 【生野区第2286号線】
	住吉区 ● 墨江4丁目1番街区内 ● 苅田8丁目1番街区と 苅田6丁目3番街区の間		下見（副申） 【住吉区674号線】 【住吉八尾線】

対 象		申請先（関係部局）	備 考
拡 道 路	住之江区 ○ 安立3丁目7番街区と 安立3丁目8番街区の間	建設局道路部道路課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6782	協議案内 【住之江区第624号線】
	東住吉区 ● 公園南矢田4丁目3・13・14・22・25番街区と 公園南矢田4丁目4・5・11・12・23・24番 街区の間 ● 矢田5丁目1・2番街区と 矢田5丁目8・10・13番街区の間 ● 湯里2丁目3番街区 ● 住道矢田5丁目14番街区と 平野区瓜破西1丁目1番街区の間 ○ 住道矢田2丁目8・10番街区と 住道矢田2丁目9番街区の間		下見（副申） 【住吉八尾線】 【矢田西第20号線】 【東住吉区第1100号線】 【東住吉区第2724号線】 （瓜破小学校西筋線） 協議案内 【矢田住道第38号線】
	平野区 ● 喜連6丁目6番街区と 喜連6丁目7番街区の間 ● 喜連東2丁目1・3番街区及び 喜連東4丁目7・8番街区と 喜連東3丁目1・2・6・7番街区及び 喜連東5丁目1番街区の間、 喜連東5丁目14・15番街区 ● 瓜破南2丁目3番街区と 瓜破南2丁目4番街区の間 ○ 西脇4丁目1番街区 ○ 西脇4丁目1番街区		下見（副申） 【平野区第1513号線】 【平野区第1468号線】 【平野区第8402号線】 協議案内 【東住吉区第1882号線】 【東住吉区第1883号線】
	浪速区 ○ 恵美須東3丁目4番街区と 恵美須東3丁目2・3番街の間		協議案内 【新世界中之町線】 （ジャンジャン横丁）
	旭区 ● 新森6丁目9番街区と 新森7丁目4・5番街区の間		下見（副申） 【旭区第348号線】 （赤川森小路線）
	東成区 ● 大今里2丁目8番街区		協議案内 【東成区第590号線】

対 象		申請先（関係部局）	備 考
拡 幅 道 路	西成区 ● 津守1丁目14番街区及び 津守2丁目8番街区と 津守1丁目13番街区及び 津守2丁目7番街区の間 ● 北津守2丁目3・4番街区と 北津守2丁目5番街区の間 ● 中開3丁目6番街区と 南開2丁目6番街区の間 ● 中開3丁目6番街区及び 南開2丁目6番街区と 中開3丁目4・5番街区及び 南開2丁目5番街区の間 ● 中開3丁目2番街区内 ● 長橋3丁目11番街区内	建設局道路部道路課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6782	下見（副申） 【西成区第369号線】 【西成区第378号線】 【西成区第30号線】 【西成区第48-1号線】 【西成区第31号線】 【津守安立線】
	東淀川区 ● 東中島4丁目12番街区と 東中島5丁目28番街区の間		下見（副申） 【熊野大阪線】
	淀川区 ● 十八条1丁目6番街区と 十八条2丁目1番街区の間 ● 西三国4丁目3番街区と 西三国4丁目6番街区の間 ● 新高5丁目14番街区と 新高5丁目15・16番街区の間 ○ 加島1丁目21～23・30・34・36番 街区と竹島1丁目2番街区及び 加島1丁目1・2・20番街区の間		下見（副申） 【熊野大阪線】 【淀川区第1312号線】 【東淀川区第307-20号線】 （加島西三国線） 協議案内 【山陽新幹線側道線】

2.営業関係

対 象	申請先（関係部局）	備 考
病院 診療所（医院） 助産所	大阪市保健所保健医療対策課 〔大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000〕 あべのメディックス10階 06-6647-0679	下見・事前協議 〔医療法〕
ホテル、旅館、簡易宿所、下宿 〔カプセルホテルを含む〕	大阪市保健所環境衛生監視課 旅館業指導グループ 〔中央区船場中央1-2〕 船場センタービル1号館 地下1階 B119 06-6647-0692	下見・事前協議 〔旅館業法〕
一般公衆浴場、その他公衆浴場 納骨堂	大阪市保健所環境衛生監視課 環境衛生指導グループ 〔中央区船場中央1-3〕 船場センタービル2号館 2階 224 06-6647-0763	下見・事前協議 〔公衆浴場法〕 〔墓地埋葬等に関する法律〕
興行場		協議案内 〔興行場法〕
ペット火葬施設	大阪市環境局環境管理部環境規制課 環境保全対策グループ 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビル0's棟南館5階 06-6615-7923	下見 〔大阪市ペット火葬施設等の 設置等に関する指導要綱〕
● 保育所（認可外保育施設（企業主導型保育所を含む）を除く） ● 地域型保育事業所（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（児童福祉法に該当するものに限る）） ● 認定こども園	こども青少年局保育施策部保育企画課 〔本庁舎地下1階 06-6208-8041, 8109〕	下見 〔児童福祉法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕
児童養護施設、母子生活支援施設、 乳児院、児童心理治療施設	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 〔本庁舎2階 06-6208-8032〕	下見 〔児童福祉法〕
特定施設入居者生活介護事業所 〔介護付きの有料老人ホーム等が対象、 住宅型有料老人ホーム等は対象外〕	福祉局高齢者施策部高齢施設課 〔大阪市中央区船場中央3-1-7-331〕 船場センタービル7号館3階 06-6241-6536	下見 〔介護保険法〕
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 〔定員が29人以下で、介護付きの有料 老人ホーム等が対象、住宅型有料老 人ホーム等は対象外〕		
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 小規模多機能型居宅介護		

対 象	申請先（関係部局）	備 考
サービス付き高齢者向け住宅	都市整備局企画部安心居住課 〔 本庁舎6階 06-6208-9648 〕	下見
	福祉局高齢者施策部高齢施設課 〔 大阪市中心区船場中央3-1-7-331 〕 船場センタービル7号館3階 06-6241-6536	回答書 〔 サービス付き高齢者向け住宅 〕 〔 に係る計画施設について 〕
危険物を貯蔵又は取扱う建築物の 設置又は増築等 〔 工場、倉庫、ガソリンスタンド、 〕 ボイラー等	所轄消防署	下見 〔 消防法による設置又は変更許可申請 〕 〔 少量危険物にあつては届出 〕
店舗面積が1000㎡を超える小売店舗を 営むもの	経済戦略局産業振興部産業振興課 商業担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルO's棟南館4階 06-6615-3784	下見 〔 大規模小売店舗立地法 〕
工場、事業場 〔 対象規模：敷地面積が9,000㎡以上又は 〕 〔 建築面積が3,000㎡以上のもの 〕 〔 対象業種：製造業、電気・ガス・熱供給業 〕 〔 （水力・地熱及び太陽光発電所除く） 〕	経済戦略局産業振興部産業振興課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルO's棟南館4階 06-6615-3761	下見 〔 工場立地法、同施行令、同施行規則、 〕 〔 工場立地に関する準則 〕 〔 大阪市工場立地法地域準則条例、 〕 〔 同条例に関する指導要綱 〕

3.その他

対 象	申請先（関係部局）	備 考
建築基準法第42条第2項又は同法附則第5項に基づく道路に接する敷地 〔天王寺区・東成区・生野区・城東区・阿倍野区・西成区〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備 グループ 〔本庁舎7階 06-6208-9235〕	下見・事前協議
ごみ保管施設 ・ 3以上の階数を有し、かつ、20以上の住戸数を有する建物 〔上記の規模未満の共同住宅についても保管施設を設置される場合は問い合わせして下さい〕 ・ 延べ面積2,000㎡以上の建物	環境局事業部事業管理課 〔大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1〕 あべのルシアス13階 06-6630-3244	下見 〔用途変更、増築等についても、原則として下見（事前協議）が必要ただし、内容により変更の届出等が必要な場合あり〕
高さが31m（塔屋含む）を超える建築物及び工作物の新築・増築	近畿総合通信局無線通信部 陸上第一課 〔大阪市中心区大手前1-5-44〕 大阪合同庁舎1号館4階 06-6942-8559	下見 〔電波法〕
高さが31m（塔屋含む）を超える建築物 〔中央区・西区・港区・住之江区・浪速区〕	危機管理室 〔本庁舎5階 06-6208-9793〕	下見 〔防災無線〕 〔詳細な住所については各区参照〕
高さが20mを超える建築物	計画調整局建築指導部建築企画課 相談担当 〔本庁舎3階 06-6208-9288〕	協議案内・届出 〔大阪市建築計画事前公開制度〕
広告塔及び広告板	建設局総務部管理課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6687	下見 〔大阪市屋外広告物条例に基づく許可が必要な場合がある〕
埋蔵文化財包蔵地内	教育委員会事務局総務部文化財保護課 〔本庁舎3階 06-6208-9168〕	下見 〔文化財保護法〕
地下街又は地下鉄等との接続	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7874〕	地下街連絡協議会の事前協議
防災計画書の提出を要する建築物	(財)日本建築センター (財)日本建築総合試験所 (財)大阪建築防災センター 日本ERI（株） ビューロベリタスジャパン(株) (株)国際確認検査センター	評定
	計画調整局建築指導部建築確認課 指定機関担当 〔本庁舎3階 06-6208-9281〕	事前協議

対 象	申請先（関係部局）	備 考
特殊な構法による建築物	計画調整局建築指導部建築確認課 構造担当 〔 本庁舎3階 06-6208-9301 〕	事前協議 指定性能評価機関の任意評価申請
既存構造を使用する申請 〔 例：増改築・計画変更・ 建築物に工作物設置等 〕		
アーケードの新築・増築等		アーケード連絡協議会
増築・計画変更・仮使用認定 〔 避難施設等に関する工事を含む場合等 〕	計画調整局建築指導部監察課 〔 本庁舎3階 06-6208-9311～9317 〕	下見
建築物の延べ面積が300㎡以上	計画調整局建築指導部建築確認課 設備担当 〔 本庁舎3階 06-6208-9304 〕	下見 〔 建築物省エネ法 〕 〔 新築・増築・改築工事が対象 〕
建築物の延べ面積が2,000㎡以上		下見・事前協議 〔 CASBEE大阪みらい 〕 〔 新築・増築・改築工事が対象 〕

4-1.特定地域(東方面)中央区、天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区

対 象			申請先（関係部局）	備 考
中 央 区	自動車 専用 道路 (環境 施設 帯)	高津3丁目 〔 詳細位置は都市計画図 で確認すること 〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔 大阪市北区中之島3-2-4 06-6232-6244 〕	副申（協議）・測量明示
			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	・ 御堂筋本町北地区 地区計画区域内		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	・ 御堂筋本町南地区 地区計画区域内		計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7854, 7887 〕	下見・事前協議 〔 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等 〕
	宗右衛門町地区 地区計画区域内		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
			計画調整局計画部都市計画課 エリアマネジメント支援担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7856 〕	下見 〔 用途変更も下見が必要 〕
			計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定） 〔 街並み誘導型地区計画の区域内における 容積率、高さ制限の認定を受けた場合に限り 〕
	高麗橋地区 地区計画区域内 〔 高麗橋1丁目、今橋1丁目 〕		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	大手前地区 地区計画区域内			
	再開 発等 促進 区	・ 船場都心居住促進地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見（再開発等促進区）
		・ 北浜一丁目地区 地区計画区域内 ・ 難波千日前地区 地区計画区域内	計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定・許可） 〔 再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可（船場都心居 住促進地区ボーナス制度を含む）を 受けた場合に限り 〕
	淀屋橋駅西地区 市街地再開発事業区域内		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
中	御堂筋地区 御堂筋及び御堂筋に面する敷地 (長堀通との交差点～難波西口)	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 〕	下見・事前協議 〔 景観法・大阪市都市景観条例 に基づく事前協議及び届出等 〕 【重点届出区域】
	堺筋地区 堺筋及び堺筋に面する敷地 (土佐堀通との交差点～千日前通との交差点)		
	土佐堀通地区 土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地 (谷町筋との交差点以西)		
	心斎橋筋商店街沿道 景観協定区域内	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7887 〕	下見
	道修町2丁目・3丁目沿道 地域景観づくり協定区域内	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885 〕	下見
央	住宅系建築物の容積率緩和	計画調整局建築指導部建築企画課 許認可担当 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	協議案内（緩和を受けるとき） 事前協議書添付 〔 建築基準法第52条第8項 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 城見1・2丁目、森ノ宮中央1丁目 〕 地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	高さ31m（塔屋含む）を超える建築物 〔 北浜3丁目1・4～8、今橋3丁目3～6、 高麗橋3丁目3～6、伏見町3丁目3～6、 道修町3丁目3～6、平野町3丁目3～6、 淡路町3丁目3～6、瓦町3丁目3～6、 備後町3丁目3～6、安土町3丁目3～6、 本町3丁目3～6、南本町3丁目3～6、 船場中央3丁目2・3、久太郎町3丁目3～6、 北久宝寺町3丁目3～6、南久宝寺町3丁目3～6、 博労町3丁目3～6、南船場3丁目5～12、 心斎橋筋1丁目1～10、心斎橋筋2丁目1～8、 宗右衛門町7、道頓堀1丁目6・8～10、 難波1丁目4～9、難波3丁目2～8、難波5丁目1 〕	危機管理室 〔 本庁舎5階 06-6208-9793 〕	下見 〔 防災無線 〕
区			

対 象		申請先（関係部局）	備 考
中	空堀地区 HOPEゾーン区域内 [上本町西1～3丁目、瓦屋町1丁目1～9番、 谷町6・7丁目、松屋町3・4番]	都市整備局企画部住宅政策課 まちなみ環境グループ [本庁舎6階 06-6208-9621]	協議案内
	船場地区 HOPEゾーン区域内 [北浜1～4丁目、今橋1～4丁目、 高麗橋1～4丁目、伏見町1～4丁目、 道修町1～4丁目、平野町1～4丁目、 淡路町1～4丁目、瓦町1～4丁目、 備後町1～4丁目、安土町1～3丁目、 本町1～4丁目、南本町1～4丁目]		
央	・ 大阪ビジネスパーク地区 建築協定区域内 ・ 大阪ビジネスパーク北地区 建築協定区域内 ・ 大阪ビジネスパーク南地区 建築協定区域内 [城見1・2丁目]	計画調整局建築指導部建築企画課 [本庁舎3階 06-6208-9300]	下見（建築協定）
	法善寺横丁 建築協定区域内 [道頓堀1丁目]		
	戎橋筋商店街 建築協定区域内 [道頓堀1丁目、難波1・3丁目]		
	なんさん南北通り 建築協定区域内 難波5丁目、難波千日前		
	京阪電気鉄道地下線沿線及び 中之島高速鉄道沿線 境界より35m以内 [大手前1丁目、天満橋京町、 北浜東、北浜1～3丁目]		
区		京阪電気鉄道株式会社工務部管理課 工事協議担当 枚方市岡東町7番1号 ビガルネ北館4階 072-841-4635	下見

対 象		申請先（関係部局）	備 考
中	大川・土佐堀川沿い 河川区域及び河川区域から9m以内 もしくは18m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214）〕	協議案内・許可 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書
	寝屋川・第二寝屋川沿い 河川区域及び河川区域から9m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kyoka.html	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7662（内線16・17・29）〕	協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条〕 境界明示書
央 区	北浜三丁目地区 土地区画整理事業区域内	都市整備局市街地整備部連携事業課 〔本庁舎7階 06-6208-9455〕	協議案内 〔土地区画整理法第76条2項意見書〕 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書）
		計画調整局開発調整部開発誘導課 〔本庁舎7階 06-6208-9285, 9287〕	協議案内 〔土地区画整理法第76条1項許可〕
	都市高速鉄道なにわ筋線の 都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8913	都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 本庁舎7階 06-6208-7874	下見 都市計画法第65条許可申請

対 象		申請先（関係部局）	備 考
天王寺区	上本町駅前地区 市街地再開発事業区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く 〕
	建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〔 勝山4丁目(2番、3番、5番、6番)、 烏ヶ辻1丁目、下味原町、堂ヶ芝1丁目、 東上町 〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	下見・事前協議 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
	四天王寺・夕陽丘エリア内 (マイルドHOPEゾーン区域内) 〔 四天王寺1丁目、生玉町、生玉寺町、 下寺町1・2丁目、夕陽丘町、 伶人町、逢坂1丁目、大道1丁目 〕	都市整備局企画部住宅政策課 まちなみ環境グループ 〔 本庁舎6階 06-6208-9621 〕	協議案内

対 象		申請先（関係部局）	備 考
東 成 区	地下鉄軌道敷内 〔大今里南6丁目〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課	下見 〔木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見〕
	地下鉄沿線 〔境界より30m以内〕	〔大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	
	平野川・平野川分水路沿い 〔河川区域及び河川区域から9m以内〕 〔詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kyoka.html 〕	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7662(内線16・17・29)〕	協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書〕
	建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〔大今里西3丁目、玉津3丁目、 東小橋3丁目(15～20番)〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔本庁舎7階 06-6208-9235〕	下見・事前協議 〔詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
	防災コミュニティ道路に 接する敷地（下記街区の一部） 〔中本4丁目1～6、 中本5丁目5～9・14・15・25～27〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔本庁舎7階 06-6208-9235〕	協議案内 〔詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
生	生野区南部地区 〔 舍利寺1～3丁目、勝山南3・4丁目、 生野東1～4丁目、林寺3・5丁目、 林寺2丁目（1～16番、17番の一部、18番） 〕	都市整備局市街地整備部 生野南部事務所 〔 大阪市生野区勝山南3-1-19 〕 生野区役所5階 06-6717-8266, 8267	下見（住宅地区改良法第9条） 下見・事前協議 〔 建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〕 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 〕 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp	下見 〔 木造建築物は除く 〕
	平野川・平野川分水路沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kyoka.html 〕	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 〕 06-6962-7662(内線16・17・29)	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
野	建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〔 生野西1～4丁目、勝山北1～5丁目、 勝山南1・2丁目、鶴橋1～5丁目、 中川西1～3丁目、林寺1丁目、 桃谷1～5丁目 〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	下見・事前協議 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
	加美・巽・長瀬土地改良区域内 〔 建築線 〕	建設局総務部測量明示課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651	道路区域明示図
		加美・巽・長瀬土地改良組合 〔 大阪市平野区加美北1-10-12 〕 06-6758-0742	建築線明示書 水路明示書（府用地室）
区	防災コミュニティ道路に 接する敷地（下記街区の一部） 〔 鶴橋1丁目1・3～8・10、鶴橋2丁目2・8～16・19・20、 鶴橋3丁目2・4～6・8、鶴橋4丁目1・3・4・6～9・13、 鶴橋5丁目2・3・6～8・10～13・16・17、桃谷2丁目5、 勝山南1丁目1・4・5・12～15・17～21、 生野西1丁目1・2・5、 勝山北1丁目2・4～6・11・12・14・15・19・20、 勝山北2丁目2・3・5～17、 勝山北3丁目1・3～5・7・8・16、 勝山北4丁目1・4～6・12～14 〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	協議案内 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
城	都市計画中浜下水処理場	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597 〕	都市計画法第53条許可協議 都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕
	寝屋川北部地下放水路の 都市計画決定区域内	大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7664（内線32・34・35） 〕	下見（都市計画決定区域内） 協議案内（都市計画決定区域隣接地）
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7874 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見・事前協議 〔 都市計画法第53条許可要否判定 都市計画法第53条許可 〕
東	森之宮北地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	地下鉄軌道敷内 〔 森之宮1丁目、今福西3丁目、中央1丁目、 蒲生1丁目、鳴野東1丁目、関目5丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		
	寝屋川・第二寝屋川・平野川 平野川分水路沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kyoka.html 〕	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7662（内線16・17・29） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
区	建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〔 今福西1・2丁目、今福南1・2丁目、 鳴野東3丁目、天王田 〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	下見・事前協議 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
	JR学研都市線沿い 〔 新喜多1・2丁目 （JR京橋駅～寝屋川） 〕	建設局道路部街路課 鉄道交差担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6763 〕	協議案内

対 象		申請先（関係部局）	備 考
鶴	放出駅周辺地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	鶴見一丁目地区 地区計画区域内		
	寝屋川北部地下放水路の 都市計画決定区域内	大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7664(内線32・34・35) 〕	下見(都市計画決定区域内) 協議案内(都市計画決定区域隣接地)
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 浜1丁目、横堤5丁目、 諸口6丁目、緑3・4丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く (地下鉄軌道敷内は要下見) 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		
	焼野3丁目（守口市南寺方東通6丁目） 〔 環境局道路 〕	環境局総務部施設管理課 〔 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階 06-6630-3364 〕	下見（通行承諾書）
区	スマエタウン・Urban鶴見緑地 建築協定区域内 〔 横堤4丁目 〕	計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）
	焼野中茶屋線西側 〔 大阪ガスネットワーク（株）用地 〕	大阪ガスネットワーク株式会社 事業基盤部総務チーム 〔 大阪府中央区平野町4-1-2 ガスビル内 06-6205-4616 〕	協議案内 土地使用承諾書
	寝屋川・第二寝屋川・古川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kvoka.html 〕	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7662(内線16・17・29) 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕

4-2.特定地域(西方面)西区、福島区、此花区、港区、大正区、住之江区、住吉区

対 象		申請先 (関係部局)	備 考
西 区	岩崎橋地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見 (認定) (D-1地区のみ) 〔 セットバック誘導型地区計画の区域 内における容積率の認定を受けた場 合に限る 〕
	南堀江一丁目地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	再 開 発 等 促 進 区	新町一丁目地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕
		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見 (再開開発等促進区)
			下見 (認定・許可) 〔 再開開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る 〕
	なにわ筋地区 なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 〕	下見・事前協議 〔 景観法・大阪市都市景観条例 に基づく事前協議及び届出等 【重点届出区域】 〕
	四つ橋筋地区 四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地		
	土佐堀通地区 土佐堀筋及び土佐堀筋に面する敷地 (なにわ筋との交差点以東)		
	住宅系建築物の容積率緩和	計画調整局建築指導部建築企画課 許認可担当 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	協議案内 (緩和を受けるとき) 事前協議書添付 〔 建築基準法第52条第8項 〕
臨 港 地 区 内	安治川周辺	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740 〕	下見・事業計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構築物の 規制に関する条例等に基づく事前協議 〔 広告塔、広告板を除く 〕 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 南堀江1丁目、土佐堀3丁目、 千代崎1・3丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		
	高さ31m (塔屋含む) を超える建築物 〔 境川1丁目1～4、九条南1丁目12、 千代崎3丁目中2・南2、南堀江4丁目27・33 〕	危機管理室 〔 本庁舎5階 06-6208-9793 〕	下見 〔 防災無線 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
西	安治川、土佐堀川、木津川、尻無川沿い 「河川区域及び河川区域から9m以内」 「詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください」 https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 「大阪市西区江之子島2-1-64」 「06-6541-7773（内線213・214）」	協議案内・許可 「河川法第24条・第26条・第55条境界明示書」
区	都市高速鉄道なにわ筋線の都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 「大阪市福島区福島3-14-24」 「福島阪神ビルディング11階」 「06-6485-8913」	都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 「本庁舎7階 06-6208-7874」	下見 「都市計画法第65条許可申請」

対 象		申請先（関係部局）	備 考
福	都市計画卸売市場 〔 中央卸売市場 野田1・2・4丁目の一部 〕	中央卸売市場総務担当 〔 大阪市福島区野田1-1-86 06-6469-7920, 7921 〕	協議案内
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	西野田中津線沿道地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	再 開 発 等 促 進 区	福島五丁目地区 地区計画区域内	地区計画の区域内における 行為の届出・下見（再開発等促進区）
		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定・許可） 〔 再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る 〕
島	大阪駅北大深西地区 土地区画整理事業区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	国道2号地区 国道2号及び国道2号に面する敷地 （なにわ筋との交差点以東）	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 〕	下見・事前協議 〔 景観法・大阪市都市景観条例 に基づく事前協議及び届出等 【重点届出区域】 〕
	なにわ筋地区 なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地 （国道2号との交差点以南）		
	住宅系建築物の容積率緩和	計画調整局建築指導部建築企画課 許認可担当 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	協議案内（緩和を受けるとき） 事前協議書添付 〔 建築基準法第52条第8項 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 玉川3丁目、海老江1丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
区	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		

対 象		申請先（関係部局）	備 考
福 島	JR東西線沿線 〔 福島1丁目4～7、福島2丁目8・10、 福島3丁目13・14、福島4丁目5～7、 福島5丁目1・6～10・17、 福島8丁目2・3、 鷺洲1丁目1・8・9・12、 吉野1丁目1～3、8～10、20～22、 大開1丁目14、 海老江5丁目1～3・5・7、 海老江6丁目2・6・7・11、 海老江7丁目1～3・9～11・17、 海老江8丁目1～4 〕	関西高速鉄道株式会社 総務業務部業務課 〔 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8722 〕	下見 〔 木造建築物を除く ただし、鉄道施設直上部は全て ※福島4丁目6 及び 福島5丁目1・6～10・17 は 国道1号又は国道2号の道路境界 線から30m以上離れている場所 を除く 〕
	堂島川、安治川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html 〕 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
	河川保全区域 淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 福島出張所 〔 大阪市福島区海老江8-3-15 06-6458-2102 〕	下見・許可（河川法第55条） 〔 河川法第55条 境界明示書 〕
	JR東海道線支線周辺 〔 福島5・6丁目 （北区豊崎6丁目～JR福島駅） 〕	建設局道路部街路課 鉄道交差担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6762 〕	協議案内
	防災コミュニティ道路に 接する敷地（下記街区の一部） 〔 海老江2丁目2～5、海老江3丁目9・10、 海老江4丁目4～7 〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	協議案内 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html 〕
区	都市高速鉄道なにわ筋線の 都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 〔 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8913 〕	都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7874 〕	下見 〔 都市計画法第65条許可申請 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考	
此	舞洲地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見	
	島屋四丁目地区 地区計画区域内			
	再 開 発 等 促 進 区	此花西部臨海地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見（再開発等促進区）
			計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定・許可） 〔 再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る 〕
花	臨 港 地 区 内	正連寺川 安治川、新淀川等 大阪港港湾区域周辺	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740 〕	下見・事前計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構築物の 規制に関する条例等に基づく事前協議 広告塔、広告板を除く 〕
		正蓮寺川、六軒家川、安治川 〔 河川区域及び河川区域から9 m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
		安治川（右岸）此花区桜島1丁目 〔 河川区域及び河川保全区域（河川区域から9 m以内） 河川保全区域から50m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 防災対策課企画防災グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773, 7772 〕	下見 〔 河川保全区域から50m以内の土地で 開発等を行うとき 〕 協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 〕
	河 川 保 全 区 域	淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 福島出張所 〔 大阪市福島区海老江8-3-15 06-6458-2102 〕	下見・許可 〔 河川法第55条 境界明示書 〕
区	テクノパーク島屋地区 建築協定区域内 〔 島屋4丁目 〕		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）
	舞洲地区 〔 北港白津1・2丁目 〕 〔 北港緑地1・2丁目 〕		大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル I T M棟10階 06-6615-7740 〕	下見 まちづくり要綱に基づく事前協議 施設整備計画書等の提出 〔 仮設建築物を除く 〕
	高見3丁目70-1（地番）に接する土地		都市整備局住宅部建設課（団地再生グループ） 〔 本庁舎1階 06-6208-9338 〕	下見（市有地（道路内）境界確定協議）

対 象		申請先（関係部局）	備 考
港	南市岡三丁目地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	臨 港 地 区 内 安治川、三十間堀川、尻無川 天保山運河等 大阪港港湾区域周辺	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740 〕	下見・事前計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構造物の 規制に関する条例等に基づく事前協議 〔 広告塔、広告板を除く 〕 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く 〕
	高さ31m（塔屋含む）を超える建築物 〔 海岸通2丁目7、海岸通3丁目1・3、 港晴2丁目6・7・14・15、八幡屋1丁目4、 八幡屋2丁目6～13、 八幡屋3丁目2～4・10～13・17・18、 池島1丁目5、池島2丁目1・3・4・7・8、 池島3丁目1、三先1丁目4～7・15～17、 三先2丁目4～6・17・19・20、 市岡1丁目1～7・11～17・24～28、 市岡2丁目2～4・8・9・12・13・15、 南市岡1丁目1・2・6・7、南市岡2丁目1・8～11、 南市岡3丁目1～3・11、市岡元町1丁目1・5・6 市岡元町2丁目1・11・12 〕	危機管理室 〔 本庁舎5階 06-6208-9793 〕	下見 〔 防災無線 〕
区	弁天町駅前開発地区 建築協定区域内 〔 弁天1丁目 〕	計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）

対 象		申請先（関係部局）	備 考
大 正 区	鶴浜地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	臨 港 地 区 内 尻無川、木津川 大正内港等 大阪港港湾区域周辺	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740 〕	下見・事前計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構築物の 規制に関する条例等に基づく事前協議 〔 広告塔、広告板を除く 〕 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く 〕
	木津川、尻無川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applycate/index.html 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕

対 象			申請先（関係部局）	備 考
住 之 江 区	自動車 専用 道路 （環境 施設 帯）	粉浜西2・3丁目 浜口西1～3丁目 西住之江3・4丁目 〔詳細位置は都市計画図 で確認すること〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔大阪市北区中之島3-2-4〕 06-6232-6244	副申（協議）・測量明示
			計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見 〔都市計画法第53条許可〕
		都市計画平野下水処理場 〔泉2丁目の一部 （平野～住之江幹線）〕	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597	都市計画法第53条許可協議 都市計画法第65条許可協議
	再 開 発 等 促 進 区	咲洲コスモスクエア地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見 〔都市計画法第53条許可〕 〔都市計画法第65条許可〕
			計画調整局建築指導部建築企画課 〔本庁舎3階 06-6208-9284〕	下見（認定・許可） 〔再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る〕
	臨 港 地 区 内	南港、木津川、大和川等 大阪港港湾区域周辺	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740	下見・事前計画書等の提出 〔大阪港臨港地区の分区における構造物の 規制に関する条例等に基づく事前協議〕 〔広告塔、広告板を除く〕
	地 下 鉄 軌 道 敷 内	地下鉄軌道敷内 〔東加賀屋1丁目、粉浜1丁目、 西加賀屋1丁目、緑木1丁目、 北加賀屋5丁目〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔大阪市北区豊崎6-5-8〕 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp	下見 〔木造建築物は除く〕 ただし、地下鉄軌道敷内は要下見
		地下鉄沿線 〔境界より30m以内〕		
	河 川 保 全 区 域	木津川沿い 〔河川区域及び河川区域から9m以内〕 〔詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください〕 https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔大阪市西区江之子島2-1-64〕 06-6541-7773（内線213・214）	協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条〕 境界明示書
		大和川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀大和川河川事務所 堺出張所 〔堺市堺区香ヶ丘町5-9-30〕 072-227-7160	協議案内・許可 〔河川法第55条〕 境界明示書
		高さ31m（塔屋含む）を超える建築物 〔南港北1丁目6・9～12・19・20〕	危機管理室 〔本庁舎5階 06-6208-9793〕	下見 〔防災無線〕
	南港地域内 〔南港東1～9丁目、南港南1～7丁目、 南港中1～8丁目、南港北1～3丁目〕		大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10〕 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740	下見 まちづくり要綱に基づく事前協議 施設整備計画書等の提出 〔仮設建築物を除く〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
住 吉 区	地下鉄軌道敷内 〔 荻田9・10丁目、浅香1丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	
	河川 保全 区域	大和川沿い（境界より18m以内） 近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所 〔 堺市堺区香ヶ丘町5-9-30 〕 072-227-7160	協議案内・許可 〔 河川法第55条 〕 境界明示書
	JR阪和線沿い東側 〔 山之内町2丁目以南 （大和川北岸線～大和川） 〕	建設局道路部街路課 鉄道交差担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6762 〕	協議案内
	住吉大社周辺地区 HOPEゾーン区域内 〔 住吉1・2丁目、上住吉2丁目、 東粉浜3丁目7～10番 〕	都市整備局企画部住宅政策課 まちなみ環境グループ 〔 本庁舎6階 06-6208-9621 〕	協議案内

4-3.特定地域(南方面)浪速区、阿倍野区、西成区、東住吉区、平野区

対 象		申請先（関係部局）	備 考	
浪	再開発等促進区	- 湊町地区 地区計画区域内 - 難波地区 地区計画区域内 - 難波千日前地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見（再開発等促進区）
			計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定・許可） 〔 再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る 〕
	なにわ筋地区 なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地 （千日前通との交差点以北）	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 〕	下見・事前協議 〔 景観法・大阪市都市景観条例 に基づく事前協議及び届出等 【重点届出区域】 〕	
	四つ橋筋地区 四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地 （千日前通との交差点以北）			
速	臨港地区内	木津川周辺	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740 〕	下見・事前計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構築物の 規制に関する条例等に基づく事前協議 広告塔、広告板を除く 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 幸町2丁目、湊町1丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部調査・設計課	〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕			
	高さ31m（塔屋含む）を超える建築物 〔 幸町3丁目6～9、桜川1丁目2～6、 桜川2丁目4～10、桜川3丁目1～5・8、 桜川4丁目1～4、稲荷1丁目1・6～9、 湊町1丁目2・4、湊町2丁目1・2、 元町1丁目3～6、 難波中1丁目3～4・6～10・15・18 〕	危機管理室 〔 本庁舎5階 06-6208-9793 〕		下見 〔 防災無線 〕
区	木津川沿い 〔 河川区域及び河川区域から 9 m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applycate/index.html 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕	
	なんさん南北通り 建築協定区域内 難波中2丁目	計画調整局建築指導部建築企画課 本庁舎3階 06-6208-9300	下見（建築協定）	

対 象		申請先（関係部局）	備 考
浪 速 区	都市高速鉄道なにわ筋線の 都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 〔 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8913 〕	都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7874 〕	下見 都市計画法第65条許可申請

対 象		申請先（関係部局）	備 考
阿	阿倍野地区 市街地再開発事業区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 阿倍野筋3丁目、西田辺2丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		
	寝屋川南部地下放水路の 都市計画決定区域隣接地	大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7664(内線32・34・35) 〕	協議案内
倍	建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〔 阿倍野筋4丁目(18～24番)、 阿倍野筋5丁目(10～13番)、 阿倍野元町(1～2番)、 王子町2丁目(2番、4～17番)、 王子町3～4丁目、共立通1～2丁目、 天王寺町北1丁目(1～5番、6番の一部、7～10番)、 天王寺町北2～3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、 天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、 天王寺町南3丁目(1番)、 播磨町1丁目(1～22番)、阪南町2～4丁目、 阪南町5丁目(1～22番)、松虫通1丁目(1～12番)、 松虫通2丁目、松虫通3丁目(1～4番、8番)、 丸山通1～2丁目 〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	下見・事前協議 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
区	ドムール北畠住宅地区 建築協定区域内 〔 北畠3丁目 〕	計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）
	防災コミュニティ道路に 接する敷地（下記街区の一部） 〔 王子町3丁目3・5～7、 阪南町3丁目22・23 〕	都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	協議案内 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/00000062769.html 〕

対 象			申請先（関係部局）	備 考
西	自動車専用道路 （環境施設帯）	長橋3丁目、北津守1～4丁目、 南開2丁目、津守1丁目、 梅南3丁目 における大阪堺線 より20mの範囲内 〔 詳細位置は都市計画図 で確認すること 〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔 大阪市北区中之島3-2-4 〕 06-6232-6244	副申（協議）・測量明示
			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	寝屋川南部地下放水路の 都市計画決定区域内		大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 〕 06-6962-7664（内線32・34・35）	下見（都市計画決定区域内） 協議案内（都市計画決定区域隣接地）
成 区			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見・事前協議 〔 都市計画法第53条許可 〕
	臨 港 地 区 内	木津川周辺（境界より9m以内）	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740	下見・事前計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構築物の 規制に関する条例等に基づく事前協議 〕 〔 広告塔、広告板を除く 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 萩之茶屋2・3丁目、太子2丁目、 天下茶屋1・3丁目、天下茶屋北1・2丁目、 岸里1・2丁目、岸里東1丁目 〕		株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 〕 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕			
	建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〔 岸里1丁目、聖天下1・2丁目、 天下茶屋1～3丁目、天下茶屋東1・2丁目、 花園南1・2丁目 〕		都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	下見・事前協議 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
	ドムール北畠住宅地区 建築協定区域内 〔 天神の森2丁目 〕		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）
	木津川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html 〕		大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 〕 06-6541-7773（内線213・214）	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 〕 〔 境界明示書 〕
区	鶴見橋三丁目地区 土地区画整理事業区域内		都市整備局市街地整備部連携事業課 〔 本庁舎7階 06-6208-9403 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条2項意見書 〕 〔 境界明示書 〕 隣接地（区域外境界明示書）
			計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条1項許可 〕

対 象			申請先（関係部局）	備 考
東	自動車 （環境 施設 専用 道路）	西今川4丁目 駒川3丁目 〔 詳細位置は都市計画図 で確認すること 〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔 大阪市北区中之島3-2-4 〕 06-6232-6244	副申（協議）・測量明示
			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	寝屋川南部地下放水路の 都市計画決定区域隣接地		大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 〕 06-6962-7664(内線32・34・35)	協議案内
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 〕 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp	下見 〔 木造建築物は除く 〕
住	平野川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kvoka.html 〕		大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 〕 06-6962-7662(内線16・17・29)	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 〕 境界明示書
	河川 保全 区域	大和川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所 〔 堺市堺区香ヶ丘町5-9-30 〕 072-227-7160	協議案内・許可 〔 河川法第55条 〕 境界明示書
吉	矢田・矢田部土地改良区域内 〔 建築線 〕		建設局総務部測量明示課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651	道路区域明示図
	大和川以南		建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597	下見 〔 公共下水道処理告示確認 〕
区	田辺地区 HOPEゾーン区域内 〔 北田辺5・6丁目、田辺1・3丁目、 山坂1・2丁目 〕		都市整備局企画部住宅政策課 まちなみ環境グループ 〔 本庁舎6階 06-6208-9621 〕	協議案内
	矢田南部地区 地区計画区域内		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	矢田南部地区 土地地区画整理事業区域内		都市整備局市街地整備部連携事業課 〔 本庁舎7階 06-6208-9403 〕	協議案内 〔 土地地区画整合法第76条2項意見書 〕 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書）
			計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	協議案内 〔 土地地区画整合法第76条1項許可 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
平	自動車専用道路 （環境施設帯）	背戸口5丁目 〔 詳細位置は都市計画図 で確認すること 〕	副申（協議）・測量明示
		阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔 大阪市北区中之島3-2-4 06-6232-6244 〕	
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	都市計画平野下水処理場	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597 〕	都市計画法第53条許可協議 都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕
野	都市計画霊園 〔 瓜破霊園 瓜破東4.6丁目の一部 〕	環境局事業部事業管理課 斎場霊園担当 〔 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階 06-6630-3135 〕	協議案内
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	長吉東部地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	平野郷地区 地区計画区域内 〔 平野宮町1・2丁目、平野市町3丁目、 平野上町1・2丁目、平野本町1・3～5丁目、 平野東1丁目1～8番、平野東2・3丁目 〕		
	寝屋川南部地下放水路の 都市計画決定区域隣接地	大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7664（内線32・34・35） 〕	協議案内
区	地下鉄軌道敷内 〔 喜連2丁目、長吉長原東2丁目、 瓜破東2丁目、長吉長原1丁目、 長吉川辺3丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 〔 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		
	平野川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kvoka.html 〕	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7662（内線16・17・29） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕

平	河川保全区域	大和川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所 〔 堺市堺区香ヶ丘町5-9-30 〕 072-227-7160	協議案内・許可 〔 河川法第55条 〕 境界明示書
	加美都市型小規模工業団地 建築協定区域内 〔 加美東6丁目17 〕		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）
	加美・巽・長瀬土地改良区域内 〔 建築線 〕	建設局総務部測量明示課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651		道路の境界明示書
		加美・巽・長瀬土地改良組合 〔 大阪市平野区加美北1-10-12 〕 06-6758-0742		建築線明示書 水路明示書（府用地室）
	大和川以南	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597		下見 〔 公共下水道処理告示確認 〕
野	平野郷地区 HOPEゾーン区域内 〔 平野宮町1・2丁目、平野市町3丁目、 平野上町1・2丁目、平野本町1・3～5丁目、 平野東1丁目1～8番、平野東2・3丁目 〕	都市整備局企画部住宅政策課 まちなみ環境グループ 〔 本庁舎6階 06-6208-9621 〕		協議案内
区	地下鉄長原駅（境界より30m以内） 〔 平野区長吉長原東2丁目1・2 〕	大阪府東部流域下水道事務所 維持管理課管理グループ 〔 東大阪市川俣2丁目1-1 〕 川俣水みらいセンター内 06-6784-3721		下見 〔 施工通知 施工協議（府下水道管に影響がある場合） 府流域下水道管管理区域境界線 から30m以内での施工の場合 〕
	長原駅前地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕		地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	長原駅前地区 土地区画整理事業区域内	都市整備局市街地整備部連携事業課 〔 本庁舎7階 06-6208-9455 〕		協議案内 〔 土地区画整理法第76条2項意見書 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書） 〕
		計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕		協議案内 〔 土地区画整理法第76条1項許可 〕
	西喜連住宅第1地区 土地区画整理事業区域内	都市整備局市街地整備部連携事業課 〔 本庁舎7階 06-6208-9455 〕		協議案内 〔 土地区画整理法第76条2項意見書 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書） 〕
		計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕		協議案内 〔 土地区画整理法第76条1項許可 〕

4-4.特定地域(北方面)北区、都島区、東淀川区、淀川区、旭区、西淀川区

対 象		申請先（関係部局）	備 考
北	大淀南二丁目地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	大阪駅北地区 地区計画区域内		
	大阪駅西地区 地区計画区域内		
	大阪鉄道管理局舎跡地地区 地区計画区域内		
	うめきた2期地区 地区計画区域内 〔 北区大深町及び梅田3丁目地内 〕		
	中之島五丁目地区 地区計画区域内		
区	・ 西野田中津線沿道地区 地区計画区域内 ・ 北野今市線沿道地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定） 〔 セットバック誘導型地区計画の区域 内における容積率の認定を受けた場 合に限る 〕
	再 開 発 等 促 進 区 ・ 西梅田地区 地区計画区域内 ・ 中之島三丁目中央地区 地区計画区域内 ・ 天満橋一丁目地区 地区計画区域内 ・ 茶屋町地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見（再開発等促進区）
		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定・許可） 〔 再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る 〕
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
		独立行政法人都市再生機構西日本支社 うめきた都市再生事務所 〔 大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA 17階 06-6292-5267 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条2項意見書 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書） 〕
	大阪駅北大深西地区 土地区画整理事業区域内	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条1項許可 〕
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕
	茶屋町B-2・B-3地区 市街地再開発事業区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
北	国道2号地区 国道2号及び国道2号に面する敷地 （御堂筋との交差点以西）	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 【 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 】	下見・事前協議 【 景観法・大阪市都市景観条例 に基づく事前協議及び届出等 【重点届出区域】 】
	なにわ筋地区 なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地 （国道2号との交差点以南）		
	四つ橋筋地区 四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地 （大阪駅前以南）		
	御堂筋地区 御堂筋及び御堂筋に面する敷地 （大阪駅前以南）		
	中之島地区 中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川		
区	住宅系建築物の容積率緩和	計画調整局建築指導部建築企画課 許認可担当 【 本庁舎3階 06-6208-9284 】	協議案内（緩和を受けるとき） 事前協議書添付 【 建築基準法第52条第8項 】
	地下鉄軌道敷内 【 南森町1丁目、西天満1丁目、 天神西町、菅原町、 中之島6丁目、樋之口町、 天神橋7丁目、曾根崎2丁目 】	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 【 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 】	下見 【 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 】
	地下鉄沿線 【 境界より30m以内 】		
	JR東西線沿線 【 天満1丁目1・25・26、天満橋1丁目1～3、 天神橋2丁目3～5・北1・北2、 東天満1丁目2・3・6・7・10・11、 東天満2丁目1・2・5・6・9・10、 南森町1丁目3・4、南森町2丁目1・2、 西天満3丁目5・6・13・14、 西天満4丁目3・4・8・9・11・13・15、 西天満5丁目1・8・9・16、 西天満6丁目1・7・8、 梅田1丁目1～3、梅田2丁目1・4～6、 曾根崎1丁目1～3、曾根崎2丁目1・3・4、 曾根崎新地1丁目4・5・9～13、 曾根崎新地2丁目2～6、堂島3丁目2～4 】	関西高速鉄道株式会社 総務業務部業務課 【 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8722 】	下見 【 木造建築物を除く ただし、鉄道施設直上部は全て 】 ※天神橋2丁目北1・北2、 東天満2丁目10、南森町2丁目1・2、 曾根崎新地1丁目5 は 国道1号又は国道2号の道路境界線 から30m以上離れている場所を除く

対 象		申請先（関係部局）	備 考
北	堂島川、大川、土佐堀川沿い 〔河川区域及び河川区域から9m以内 もしくは18m以内〕 〔詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applycate/index.html 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214）〕	協議案内・許可 〔河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書〕
	河川 保 全 区 域	淀川沿い（境界より18m以内） 〔JR京都線（本庄西3丁目） より上流域〕	下見・許可 〔河川法第55条 境界明示書〕
	淀川沿い（境界より18m以内） 〔JR京都線（豊崎6丁目） より下流域〕	近畿地方整備局淀川河川事務所 福島出張所 〔大阪市福島区海老江8-3-15 06-6458-2102〕	
	JR東海道線支線周辺 〔豊崎6・7丁目、中津1～3丁目、大深町 （北区豊崎6丁目～JR福島駅）〕	建設局道路部街路課 鉄道交差担当 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6762〕	協議案内
	天満地区 HOPEゾーン区域内 〔天神橋1丁目・2丁目1～5、南森町1丁目、 天神西町、菅原町、 西天満1丁目1・3の一部、東天満1丁目、 天満2～4丁目〕	都市整備局企画部住宅政策課 まちなみ環境グループ 〔本庁舎6階 06-6208-9621〕	協議案内
区	京阪電気鉄道地下線沿線及び 中之島高速鉄道沿線 〔境界より35m以内〕 〔中之島1～5丁目〕	京阪電気鉄道株式会社工務部管理課 工事協議担当 〔枚方市岡東町7番1号 ビオパル北館4階 072-841-4635〕	下見
	都市高速鉄道なにわ筋線の 都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 〔大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8913〕	都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7874〕	下見 〔都市計画法第65条許可申請〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
都	寝屋川北部地下放水路の 都市計画決定区域内	大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7664(内線32・34・35) 〕	下見(都市計画決定区域内) 協議案内(都市計画決定区域隣接地)
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7874 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見・事前協議 〔 都市計画法第53条許可要否判定 都市計画法第53条許可 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 内代町1丁目、中野町5丁目、 東野田町1・2丁目、片町2丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
島	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		
	JR東西線沿線 〔 片町1丁目1・2・9、 片町2丁目1～3・7・8、 網島町7・8・10・11 〕	関西高速鉄道株式会社 総務業務部業務課 〔 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8722 〕	下見 〔 木造建築物を除く ただし、鉄道施設直上部は全て 〕
	大川沿い 〔 河川区域及び河川区域から18m以内 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html 〕 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
区	寝屋川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kyoka.html 〕 〕	大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7662(内線16・17・29) 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
	河川 保全 区域 淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 毛馬出張所 〔 大阪市北区長柄東3-3-25 06-6351-2580 〕	下見・許可 〔 河川法第55条 境界明示書 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
東 淀 川 区	豊新二丁目地区 地区計画区域内 〔 豊新二丁目地内 〕	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	土 地 区 画 整 理 区 域 内	淡路駅周辺地区 地区計画区域内 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
		都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所 〔 大阪市淀川区西宮原2-6-54 06-6399-1392 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条2項意見書 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書） 〕
		計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条1項許可 〕
	連続立体交差事業	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 北江口2・4丁目、 小松5丁目、大桐2丁目 〕 地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
淀 川	安威川沿い 〔 河川区域及び河川区域から18m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/ibarakidoboku/sinsei/index.html 〕	大阪府茨木土木事務所 管理課 〔 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル内 072-627-1121（内線531・522） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
	神崎川沿い 〔 河川区域及び河川区域から18m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
	河川保全区域 淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 毛馬出張所 〔 大阪市北区長柄東3-3-25 06-6351-2580 〕	下見・許可 〔 河川法第55条 境界明示書 〕
区	阪急電鉄京都線・千里線周辺 〔 下新庄1丁目、下新庄2丁目、 下新庄3丁目1～10、 下新庄4丁目1～17・19～21、下新庄5丁目、 下新庄6丁目2、西淡路6丁目4、 淡路2丁目1～12・14～16、淡路3丁目、 淡路4丁目、淡路5丁目1～13・15・16・21、 菅原5丁目、菅原6丁目4～29、菅原7丁目6～15、 豊新2丁目13・14・16、上新庄1丁目1・2、 東淡路1丁目1・2、東淡路2丁目、 東淡路3丁目1～4、東淡路4丁目、東淡路5丁目、 柴島1丁目3～8、柴島2丁目1～14・16・18～23、 柴島3丁目1～9・11、東中島2丁目26、 東中島3丁目12～14・16・17、 東中島5丁目16～18、東中島6丁目1～5、7～11 〕	建設局道路部街路課 鉄道交差担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6762 〕	協議案内 〔 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差 事業（鉄道高架化工事）に伴うテレビ 電波（地上デジタル放送）受信障害対 策対象家屋の確認 〔 対策内容及び対象家屋の確認、維持管 理に関する問い合わせ等詳細については 建設局ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000160751.html 〕 〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
淀 川 区	都市計画大野下水処理場 〔西中島7丁目の一部 （十八条～西島下水道幹線）〕	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597〕	都市計画法第53条許可協議 都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見 〔都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可〕
	三国駅周辺地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	三国東地区 地区計画区域内		
	加島地域駅周辺地区 地区計画区域内		
	再 開 発 等 促 進 区	神崎川駅前地区 地区計画区域内	地区計画の区域内における 行為の届出・下見（再開発等促進区）
		計画調整局建築指導部建築企画課 〔本庁舎3階 06-6208-9284〕	下見（認定・許可） 〔再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る〕
	土 地 区 画 整 理 区 域 内	三国東地区	協議案内 〔土地区画整理法第76条2項意見書 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書）〕
		計画調整局開発調整部開発誘導課 〔本庁舎7階 06-6208-9285, 9287〕	協議案内 〔土地区画整理法第76条1項許可〕
	地下鉄沿線 〔境界より30m以内〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔木造建築物は除く〕
	JR東西線沿線 〔加島3丁目1・2・10・11・16・中5〕	関西高速鉄道株式会社 総務業務部業務課 〔大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8722〕	下見 〔木造建築物を除く ただし、鉄道施設直上部は全て〕

対 象		申請先（関係部局）	備 考
淀川区	糸田川沿い { 河川区域及び河川区域から18m以内 } { 詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください } https://www.pref.osaka.lg.jp/ibarakidoboku/sinsei/index.html	大阪府茨木土木事務所 管理課 { 茨木市中穂積 1-3-43 } { 三島府民センタービル内 } { 072-627-1121（内線531・522） }	協議案内・許可 { 河川法第24条・第26条・第55条 } { 境界明示書 }
	神崎川沿い { 河川区域及び河川区域から18m以内 } { 詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください } https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ { 大阪市西区江之子島2-1-64 } { 06-6541-7773（内線213・214） }	協議案内・許可 { 河川法第24条・第26条・第55条 } { 境界明示書 }
	河川保全区域 淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 福島出張所 { 大阪市福島区海老江8-3-15 } { 06-6458-2102 }	下見・許可 { 河川法第55条 } { 境界明示書 }
	淀川リバーサイド十三東 建築協定区域内 { 十三東3丁目 }	計画調整局建築指導部建築企画課 { 本庁舎3階 06-6208-9300 }	下見（建築協定）

対 象			申請先（関係部局）	備 考
旭	自動車専用道路 （環境施設帯）	太子橋1・3丁目 〔 詳細位置は都市計画図 で確認すること 〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔 大阪市北区中之島3-2-4 〕 06-6232-6244	副申（協議）・測量明示
			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	再開発等促進区	大宮五丁目地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見（再開発等促進区）
			計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	下見（認定・許可） 〔 再開発等促進区内における容積率の 認定、高さ制限の許可を受けた場合 に限る 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 高殿4丁目、新森4・6丁目 〕		株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 〕 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕				
区	河川保全区域	淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 毛馬出張所 〔 大阪市北区長柄東3-3-25 〕 06-6351-2580	下見・許可 〔 河川法第55条 〕 〔 境界明示書 〕
	パークサイド城北公園通 建築協定区域内 〔 赤川4丁目 〕		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）

対 象			申請先（関係部局）	備 考	
西	自動車専用道路 （環境施設帯）	歌島1丁目 〔 詳細位置は都市計画図 で確認すること 〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔 大阪市北区中之島3-2-4 06-6232-6244 〕	副申（協議）・測量明示	
			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕	
	都市計画大野下水処理場 〔 西島1・2丁目の一部 （十八条～西島下水道幹線） 〕	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597 〕	都市計画法第53条許可協議 都市計画法第65条許可協議		
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 都市計画法第65条許可 〕		
淀川区	福駅前地区 地区計画区域内		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見	
	JR東西線沿線 〔 野里1丁目7、野里2丁目1～4・9、 野里3丁目1・2、 姫里1丁目1・2・8～11・13・14、 姫里2丁目1・2・17、 姫里3丁目1・12・13、千舟1丁目1、 花川2丁目4・21、 御幣島1丁目1～3・8・9・19、 御幣島2丁目1・4・5・15・16、 御幣島3丁目4・5・16、 御幣島4丁目1・9・14・15、 御幣島5丁目9・10・13・14・17、 御幣島6丁目1・8・9・16・17、 竹島2丁目1・6、 竹島3丁目1・2・8・9・13、 竹島5丁目7・8 〕	関西高速鉄道株式会社 総務業務部業務課 〔 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8722 〕	下見 〔 木造建築物を除く ただし、鉄道施設直上部は全て 〕		
		神崎川、中島川、西島川、左門殿川沿い 〔 河川区域及び河川区域から18m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applycate/index.html 〕		大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
		河川保全区域	淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 福島出張所 〔 大阪市福島区海老江8-3-15 06-6458-2102 〕	下見・許可 〔 河川法第55条 境界明示書 〕
ハピアガーデン四季のまち 建築協定区域内 〔 中島1丁目 〕			計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）	